

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 野口 大輔 様 野口 大輔 〒556-0016 日本国大阪府大阪市浪速区元町2丁目8-1 ラポール難波9階 野口特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 60255		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2017/010937	国際出願日 (日.月.年) 17.03.2017	優先日 (日.月.年) 13.02.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01N30/32(2006.01)i, G01N30/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社島津製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 30.05.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 大瀧 真理 電話番号 03-3581-1101 内線 3252	2 J	9812

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3	有
	請求項	1	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1: JP 2010-101875 A (日本分光株式会社) 2010.05.06, [請求項 1], [0014]-[0015], [図 2] (ファミリーなし)
 文献 2: WO 2015/183290 A1 (AGILENT TECHNOLOGIES, INC.) 2015.12.03, [0023]-[0039], FIG. 1, FIG. 2 & US 2017/0100682 A1
 文献 3: WO 2016/031008 A1 (株式会社島津製作所) 2016.03.03, [請求の範囲], [0016], [図 1]-[図 2] (ファミリーなし)

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 又は文献 2 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 には、高圧バルブを切り換えることにより、サンプルループ中の試料溶液を流路内に導入する、試料インジェクタ (請求項 1 の試料導入装置) と、前記試料インジェクタを迂回するバイパス流路 (請求項 1 のバイパス流路) が記載されている。

文献 2 には、第 1 ポンプシステム (the first pump system 111) が、第 1 の移動相 (the first mobile phase component) を、第 1 の流れ (the first branch 121) 及び第 2 の流れ (the second branch 122) に供給し、第 2 ポンプシステム (the second pump system 112) が、第 2 の移動相 (the second mobile phase component) を、第 3 の流れ (the third branch 123) 及び第 4 の流れ (the fourth branch 124) に供給すること、第 1 の流れと第 3 の流れは、input junction 131 で合流して the injection unit 130 に導入されること、第 2 の流れと第 3 の流れと、the injection unit 130 からのサンプルを含む流れとは、output junction 132 で合流することが記載されている。the third branch 123 または the fourth branch 124 は、請求項 1 のバイパス流路に相当する。

請求項 2-3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 から進歩性を有しない。

文献 3 には、試料導入装置の上流に、送液部からの移動相によって試料成分を抽出する超臨界抽出部が設けられており、試料導入装置の下流で、分析カラムよりも上流の位置に、分析流路から分岐する第 2 の流路 (スプリット流路) を備える、超臨界装置が記載されている。文献 1-3 に記載の装置はいずれも超臨界クロマトグラフィーに関するものであり、文献 3 に記載の試料導入装置において、文献 1-2 に記載の構成を導入することは、当業者が容易に想到し得たものである。